

8月から
厚生労働省

生活保護受給者の自立促進 求職活動に月5000円

狙い。8月から開始する。

現在は求職活動の状況にかかわらず保護費の受給額は変わらない。仕事をを見つけようと努力する人に対し、必要経費の一部を「奨励金」の形で支給することで、自立への意欲を高める必要があると判断した。生活保護の「入り口」を集中的に支援し、「出口」までの期間を極力短くしようという試みだ。地方自治体の担当者向けの説明会で示した。

就労活動促進費を受け取るには、月に6回以上ハローワークに通うなど求職に向けて活動することが条件。支給は原則6カ月間だが、努力しても就職できない場合は最長1年まで延長可能とする。自治体は受給者と頻りに面接を重ねながら求職活動を支援する。

厚生労働省は20日、生活保護の受給者が求職活動に積極的に取り組んだ場合、月5千円を支給する「就労活動促進費」を新設する方針を明らかにした。生活保護を受け始めたばかりの人が主な支給対象で、早期の自立を促す

2008年のリーマン・ショック以降、働き盛りの世代層の受給者が増加傾向にあり、こつした世代層への支援が念頭にある。